

公示日 : 2021年2月10日

調達管理番号 : 20a01145

国名 : カメルーン国

担当部署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

案件名 : カメルーン国コメ振興プロジェクト(販売促進)

## 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 販売促進
- (2) 格付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

## 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021年4月上旬から2022年3月上旬
- (2) 業務 M/M : 現地 4.33M/M、国内 0.60M/M、合計 4.93M/M
- (3) 業務日数 : 第1次 国内準備 2日、現地業務 60日、国内整理 2日  
第2次 国内準備 2日、現地業務 40日、国内整理 2日  
第3次 国内準備 2日、現地業務 30日、国内整理 2日

本業務においては3回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な現地業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

## 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 3月3日(水) (12時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ

➤ 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約(単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf)

なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2021年3月16日(火)までに個別通知

- 提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ① 業務実施の基本方針 16 点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
  - ① 類似業務の経験 40 点
  - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
  - ③ 語学力 16 点
  - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

|          |                |
|----------|----------------|
| 類似業務     | 農業・農村開発に係る各種業務 |
| 対象国／類似地域 | 仏語圏アフリカ／全途上国   |
| 語学の種類    | 仏語             |

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱

#### 6. 業務の背景

##### (1) プロジェクトの背景

カメルーンにおいて、農業は就業人口の約 60%、GDP の約 20%を占める基幹産業であり、料理用バナナ（プランテン）、キャッサバ、ヤムイモ等が伝統的な主食とされてきたが、近年、都市部を中心にコメの消費量が増加している。コメの生産量は、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）が発足した 2008 年の 7.2 万トンから 36 万トン（2017 年）に増加しているものの、需要の増加に追いついておらず、約 70 万トン（2017 年）を輸入に依存している状況である。

カメルーン政府は、長期国家開発戦略「CAMEROUN VISION 2035」の中で、農業を経済成長促進、雇用創出のための重要セクターとして掲げ、中期開発計画の「雇用と成長のための戦略文書 2010-2020」においては、コメ振興を輸入依存の解消、食料安全保障、貧困削減のための重要なセクターに位置付けている。また、これらの目標達成のために現在策定中の国家稲作戦略（NRDS II）では、コメ生産地域の拡大、コメバリューチェーンの各段階における付加価値付けを通じた品質向上および小規模機械化促進等が重点項目に置かれている。

かかる状況下、我が国は2011年5月から2016年5月まで、熱帯雨林地域での陸稲生産（天水稲作）の普及を目的とした「熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクト」を開始し、プロジェクトで研修を受けたカメルーン普及員により、10,000人以上の農家に対する陸稲栽培の普及、農業・農村開発省による種子生産配布開始などの成果を上げた。他方、継続して陸稲栽培に取り組む農家数は期待されたほど増加しなかった。陸稲稲作の定着には栽培環境や営農形態に応じた栽培技術の開発と普及、優良種子の安定生産・流通、鳥害の解決が必要であり、加えて、コメの自給率向上のためには、安定した高収量が見込める灌漑稲作の強化が求められている。

これらの課題を踏まえ、「コメ振興プロジェクト（本プロジェクト）」がカメルーン政府により要請され、2016年6月より開始された。本プロジェクトでは、引き続き陸稲栽培の普及に取り組むと共に、対象作物に灌漑水稻も加え、主に市場での販売を目的に国産米の品質、生産性の向上に取り組んでいる。灌漑水稻では、ヌン溪谷開発公社（UNVDA）をC/P機関とし、（1）品種の純化および新品種の導入を試み、適期施肥と適期収穫による収量増加と品質向上、（2）適切な籾乾燥の指導とその手法開発による品質向上、（3）適切な状態での籾保管による白米品質の向上を目指している。

上記活動により、プロジェクト開始前と比べて、対象地域内で生産されるコメの品質や収量が向上した。また、プロジェクトではコメの品質に等級を設定し、高品質米を高値で買取/販売する活動を行っている。これにより、農家の所得向上につながるだけでなく、コメの買取を行う UNVDA も大都市圏にコメを販売することで収益を上げることが可能となる。他方、国産の高品質米の認知度は低く、大都市での販売量は限定されている。今後、国産米の販売量を増加し、コメ自給率を向上させるためにも、本業務従事者は、カメルーンのコメサプライチェーンにかかる情報収集や品質認証取得の支援、販売促進/宣伝活動を行うことが求められている。

## （2）プロジェクトの概要

- プロジェクト実施期間：2016年6月～2022年3月（69か月）
- 相手国側実施機関：農業・農村開発省（MINADER）  
ヌン溪谷開発公社（UNVDA）
- 対象地域：中央州、南部州、東部州、UNVDA 管轄灌漑開発地区
- プロジェクト目標：対象地域において、コメの生産量と品質が向上する。
- 期待される成果：

- ① 対象地域において高品質イネ種子の生産量が増加する。(中央州、南部州、東部州、UNVDA 管轄灌漑開発地区)
- ② 中央州、南部州及び東部州の対象地域において陸稲を栽培・消費する農家が増加する。
- ③ プロジェクト対象地域の水稻の生産性と粳の品質が向上する。
- ④ UNVDA 管轄灌漑開発地区において販売を目的としたイネの収穫及び収穫後処理技術が向上する。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、コメサプライチェーンや販売促進にかかる活動を通じ、プロジェクト対象地域内で生産される高品質米の認知度の向上および販売量の増加を目的に、(1) 聞き取り調査や現地調査を通じて、基礎情報(販売先、流通経路、流通価格など)の収集・分析、(2) 対象地域内で生産されるコメ(主に水稻米)の品質認証取得の支援、(3) 対象地域内で生産されるコメ(主に水稻米)の販売促進、宣伝活動を行うことが期待される。具体的な業務内容は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間(2021年4月上旬)

- ① プロジェクトの報告書や成果品等(前フェーズも含む)の整理・分析を行い、当該案件の実施に必要な情報を取得する。尚、公開されている報告書以外は JICA 経済開発部より提供される。
- ② 第1次現地業務期間における業務方針・方法等について記述したワークプラン(和文・英文)を作成し、JICA 経済開発部に提出する。併せて、JICA カメルーン事務所にもデータを送付する。

### (2) 第1次現地業務期間(2021年4月中旬～6月中旬)

- ① ワークプランの説明  
現地業務開始時に、JICA カメルーン事務所、C/P 機関にワークプランの説明を行う。
- ② カメルーン産米販売にかかる基礎情報収集
  - C/P や他専門家と共に UNVDA 産米の流通量、販売先(中間業者から小売販売業者まで)、流通価格等の UNVDA 産米の流通実態を調査する。
  - UNVDA 管轄地域における UNVDA 産米以外に民間業者らを通じて精米・販売されるコメの流通量、販売先、流通価格等の流通実態を調査する。

- 輸入米の流通量、販売先、流通価格等を調査する。
  - 上記調査結果を整理・分析し、関係者に共有する。
- ③ 品質認証取得の支援
- ANOR (Agence des Normes et de la Qualité du Cameroun) <sup>1</sup>による品質認証取得にかかる規則、申請方法、承認プロセスを調査する。
  - プロジェクトが取り組む UNVDA 産米の品質認証プロセスの実施を支援する。
- ④ PROMOTE<sup>2</sup> (4月24日～5月2日開催予定) の運営支援
- PROMOTE (the International Exhibition for Enterprises, SME, and Partnerships)において、コメ嗜好性調査を実施し、調査結果を取りまとめる
  - 品種特性を理解し、PROMOTEでの販売促進活動をおこなう。
- ⑤ コメの宣伝/販売促進活動
- ヤウンデでコメの販売促進に向けて、関連業者から情報収集を行う。
- ⑥ 現地業務完了報告
- 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)をC/P機関に提出し、報告する。
  - JICAカメルーン事務所に現地業務結果報告書(和文・英文)を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(3) 第1次国内整理期間(2021年6月下旬)

第1次派遣の現地業務結果報告書(和文・英文)をJICA経済開発部に提出し、報告する。

(4) 第2次国内準備期間(2021年10月中旬)

第2次派遣にかかるワークプラン(和文・英文)を作成し、JICA経済開発部に提出する。併せて、JICAカメルーン事務所にもデータを送付する。

(5) 第2次現地業務期間(2021年10月下旬～12月上旬)

① ワークプランの説明

<sup>1</sup> 官民の行政機関や組織との連携により、カメルーンの品質の標準化における政府の政策の立案と実施に貢献することを使命する公的機関

<sup>2</sup> PROMOTEは、カメルーンの農作物の普及を目的としたMINADER主催の農業展示会である。本プロジェクトは、生産したコメに対する消費者の反応を把握し、陸稲と水稲のコメを販売するためにPROMOTEに参加している。

現地業務開始時に、JICA カメルーン事務所、C/P 機関にワークプランの説明を行う。

- ② カメルーン産米販売にかかる基礎情報収集
  - 第1次現地業務に引き続きコメサプライチェーンにかかる情報収集を行い、作期による違い等を調査する。
  - 上記調査結果を整理、分析し、関係者に共有する。
- ③ 品質認証取得の支援
  - プロジェクトが取り組む UNVDA 産米の品質認証プロセスの実施を支援する。
  - 派遣期間内に認証が取得できた場合、品質認証の維持プロセスや更新プロセスを調査し、実施を支援する。
- ④ コメ宣伝/販売促進活動
  - MINADER および UNVDA の両 C/P および他専門家に対し、日本のコメ等の商品販売促進に関する活動や事例（パッケージ、ロゴ、キャラクター、キャンペーン、TV コマーシャル等）を紹介し、今後のコメ宣伝活動について協議・指導する。
  - ヤウンデの商品販売促進にかかる関連業者の情報を収集し、取りまとめる。
  - 他専門家および C/P と共に普及品種に適した宣伝活動（TV コマーシャルや新聞広告）を検討し、実施に向けた準備を行う。
- ⑤ 現地業務完了報告
  - 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。
  - JICA カメルーン事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(6) 第2次国内整理期間（2021年12月中旬）

第2次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。

(7) 第3次国内準備期間（2022年1月上旬）

第3次派遣にかかるワークプラン（和文・英文）を作成し、JICA 経済開発部に提出する。併せて、JICA カメルーン事務所にもデータを送付する。

(8) 第3次現地派遣期間（2022年1月中旬～2月中旬）

- ① ワークプランの説明  
現地業務開始時に、JICA カメルーン事務所、C/P 機関にワークプランの説明を行う。
- ② コメ宣伝/販売促進活動
  - ・ 専門家および C/P と共に普及品種に適した宣伝活動（TV コマーシャルや新聞広告）を実施し、新品種の販売促進を行う。
  - ・ スーパーマーケット等で展示即売会を実施する。
- ③ 現地業務完了報告
  - ・ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言などを含む現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関及び JICA カメルーン事務所に提出し、報告する。

- (9) 第3次国内整理期間（2022年2月下旬）  
専門家業務完了報告書（和文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) ワークプラン（和文/英文、電子データ）  
第1次～第3次業務開始前に、各業務期間中に実施する業務の具体的内容（案）を関係者と共有するためのもの。
- (2) 現地業務結果報告書（和文/英文、電子データ）  
第1次～第2次現地業務期間終了時に、現地関係者に現地業務の結果（業務の具体的内容及び達成状況）を共有するためのもの。
- (3) 専門家業務完了報告書（和文/英文各2部、簡易製本/電子データ）  
本業務の完了を確認するためのもので、第3次現地業務後に提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf)

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒アディスアベバ⇒ヤウンデもしくは日本⇒パリ⇒ヤウンデを標準とします。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

本業務従事者は、計3回の渡航を予定しています。7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて、具体的な国内、現地業務日程を提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。なお、第1次現地業務は2021年4月中旬を予定していますが、新型コロナウイルス感染症等の影響により変更になる可能性があります。

#### ② 現地での業務体制

本プロジェクトチームに係る業務体制（予定）は、以下の通りです。下記の専門家は、農業・農村開発省内の執務スペースで作業しています。

- ・ 長期専門家5名（チーフアドバイザー/コメ振興政策、種子生産/イネ栽培、種子生産(2)/普及、広域協力/業務調整、業務調整/モニタリング)
- ・ 短期専門家（収穫・収穫後処理/農業機械等）

#### ③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：あり
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：プロジェクトチームが必要に応じてアレンジするが、一部専門家がアレンジ
- カ) 執務スペースの提供：執務スペース提供（ネット環境完備）

### (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チームにおいて配布しますので、edc\_tf@jica.go.jp に送信願います。尚、配布資料は、受注者を除き、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出もしくは失注後に速やかに破棄してください。受領とともに同意いただいたものとしします。

- ・ カメルーン国コメ振興プロジェクト詳細計画策定調査報告書



- ・ カメルーン国コメ振興プロジェクト中間レビュー調査報告書（案）
- ・ カメルーン国熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクト（市場調査）専門家業務完了報告書

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・ 本 文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA カメルーン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課

税とすることを想定しています。

- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上